

重要事項説明書

サービスを契約する前に、必ずご覧下さい。

訪問リハビリテーションを利用の方は別添①、

通所リハビリテーションを利用の方は別添②をそれぞれご覧下さい。

1. 事業所の概要

事業所名	健康科学大学クリニック
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町小立 2487
事業所番号	1911310769
管理者	院長 保坂 稔
連絡先(電話)	0555(73)2800(代)
実施サービス	①訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ②通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
通常のサービス提供地域	富士河口湖町…船津、小立、勝山、大嵐、長浜、大石、河口、浅川

2. 事業所の職員体制

【訪問リハビリテーション】

職種	従事するサービス種類、業務	人員		備考
		常勤	非常勤	
管理者	サービスの管理責任	1名		院長が兼任
医師	医学的管理、健康管理業務の指示	2名		診療所と兼任
事務担当職員	介護報酬事務	1名	1名以上	診療所と兼任
作業療法士	サービスの提供	1名以上	1名以上	診療所と兼任
理学療法士	サービスの提供	1名以上	1名以上	診療所と兼任
言語聴覚士	サービスの提供	1名以上		診療所と兼任

【通所リハビリテーション】

職種	従事するサービス種類、業務	人員		備考
		専従	兼任	
管理者	サービスの管理責任		1名	院長が兼任
事務担当職員	介護報酬事務		1名	診療所と兼任
医師	医学的管理、健康管理業務の指示		2名	診療所と兼任
看護師	健康管理業務		1名以上	診療所と兼任
作業療法士	サービスの提供		1名以上	診療所と兼任
理学療法士	サービスの提供		1名以上	診療所と兼任
言語聴覚士	サービスの提供		1名以上	診療所と兼任
介護担当職員	サービスの提供	2名以上		

3. 利用料等について

- 利用料等の詳細は、別紙のとおりです。
- 介護保険の給付対象となる項目の利用者負担金は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。ただし、給付額減額措置を受けている場合は、そちらが優先になります。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中に法令が変更になった場合は、それに従って改定後の金額が適用されます。
- 介護保険の対象外となるものは、全額自己負担となります。
- 利用者負担金は、サービス提供の翌月初旬までに請求書及び明細書をお渡しします。

- お支払い方法は次の通りです。

① 銀行口座からの引き落とし(毎月15日) ② 当クリニックの会計窓口でのお支払い
 ※銀行引き落としの場合、手数料として毎月110円を利用料に加算して請求いたします。
 ※銀行口座は、山梨中央銀行のみの取り扱いとなります。

4. サービス利用の中止

入院や入所などにより、しばらくの間サービスの中止をする際には、すみやかに当事業所または居宅介護支援事業所まで連絡下さい。また、利用者の都合で当事業所のサービス利用を終了したい場合も、当事業所または居宅介護支援事業所へ連絡下さい。

5. 緊急時・事故等における対応

事業を実施中に、利用者の状態の急変、事故、その他緊急事態が生じたときは、主治医及び利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所等に連絡し、速やかに対応いたします。

6. 相談・不満の受付

- サービスに関する相談・不満は、遠慮なく窓口までお申し付けください。

受付時間	月曜日～金曜日、9時00分～17時00分
連絡方法	電話 0555 (73) 2800 (代)
	FAX 0555 (73) 2844

- 利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益になることはいたしません。
- サービスの提供にあたり、利用者の立場にたったサービス提供を心がけるよう接遇などの研修を実施し、従業員の指導を徹底します。
- 当事業所以外に、市町村や国保連合会の窓口で苦情を伝えることができます。

①富士河口湖町 健康増進課

所在地：富士河口湖町船津 1700

電話：0555-72-6037

②富士吉田市 健康長寿課

所在地：富士吉田市下吉田 6-1-1

電話：0555-22-1111 (内線 438)

③鳴沢村 福祉課

所在地：鳴沢村 1575

電話：0555-85-3011

④西桂町 福祉保健課

所在地：西桂町小沼 1501-1

電話：0555-25-4000

⑤山梨県国民健康保険団体連合会

所在地：甲府市蓬沢 1-15-35

電話：055-223-2111

⑥山梨県介護保険課 相談窓口専用

電話：055-233-9201

7. 秘密保持及び個人情報の使用

利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。(これは従業員でなくなった後においても同様です。) また、当クリニックでの実習生や研修生においても、従業員と同様に守秘義務と情報管理を徹底いたします。

8. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し当該消防計画に基づく次の業務を行っています。

… 消火・通報及び避難の訓練、消防設備・施設などの点検及び整備、

従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務

9. 高齢者虐待の防止

虐待の発生または未然に防止するため、虐待防止のための指針等を整備するとともに従業員への周知を徹底します。また、虐待またはその疑いが発生した場合には、速やかに市町村等への報告を実施します。

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

1. 事業所の概要

事業所名	健康科学大学クリニック
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町小立 2487
連絡先(電話)	0555(73)2800(代)
通常のサービス提供地域	富士河口湖町 (船津、小立、勝山、大嵐、長浜、大石、河口、浅川) 上記以外の方は、別途相談下さい。
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土・日曜日、祝日、年末年始など
サービス提供時間	9時00分～17時00分

2. サービスの方針と内容

(1) 方針

- ・ 介護や援助を必要とされる方が、自宅での生活で出来るだけ自分で出来るようになるために、その方の心身機能や能力に応じたリハビリテーションを行います。
- ・ 本人や家族に対し療養上必要とされることについて、わかりやすく指導または説明を行います。
- ・ 本人の症状、心身の状況、周りの環境などに合わせながら、専門的で適切なサービスの提供に努めます。

(2) 内容

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 病状や全身状態の確認 | ② 関節の動きを保つ運動 |
| ③ 筋肉の力を保つ運動 | ④ 起きる、立ち上がるなどの練習 |
| ⑤ 室内歩行、階段昇降の練習 | ⑥ トイレ、着替え、入浴などの練習 |
| ⑦ 家事など身の回りの作業の練習 | ⑧ 福祉用具や住宅改修の助言 |
| ⑨ 自助具や意思伝達装置などの援助 | ⑩ その他 |

3. 訪問リハビリテーション計画と記録

- ・ 訪問リハビリテーションは、居宅サービス計画に基づいて行われます。
- ・ リハビリテーションの目標や具体的なサービスを書いた訪問リハビリテーション計画書をお渡し致します。
- ・ 実施したサービスは毎回記録し、その評価についても記載しておきます。
- ・ これらの記録は、サービスが終了しても2年以上保管されます。

4. 利用料等

(1) 介護保険の給付対象(下記金額は1割負担の場合です。)

訪問リハビリテーション

基本料金	20分	308円
------	-----	------

介護予防訪問リハビリテーション

基本料金	20分	298円
------	-----	------

加算等の項目	内容		
利用を開始した日の属する月から起算して12月を越えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	要支援1 要支援2	所定単位数から1回につき30円減算	指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を越えた期間に指定予防訪問リハビリテーションを行う場合

(2) 加算料金（下記料金は1割負担の場合です。）

加算を頂く場合には、事前に詳しい説明を行います。

加算の項目	内容		
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	中山間地等にお住まいの方が利用される場合	1日 当たり	基本料金 に5%加算
【対象】通常サービス実施地域以外で別途定められている地域 (富士河口湖町の西湖・精進等、富士吉田市、鳴沢村、等)			
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ (要介護の方のみ)	(A)イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理したことを評価し、算定します。利用者ごとの訪問リハビリテーション計画に従ってサービス提供を行い、当該計画の進捗状況を定期的に評価や見直しを行います。指定居宅介護支援事業者を通じて、指定居宅サービスの従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。 ※この加算を算定する場合には、事前にお知らせ致します。	月 当たり	180円
短期集中リハビリテーション実施加算 (要支援の方)	集中的に介護予防訪問リハビリテーションを行う場合に加算します。退院（退所）日または要支援認定を受けた日から起算して1か月以内の期間に行うとき1週間につき概ね2日以上、一日あたり40分以上の個別リハビリテーションを行います。退院（退所）日から起算して1か月を超え3か月以内の期間に行うときは、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上のリハビリテーションを行います。	1日 当たり	200円
短期集中リハビリテーション実施加算 (要介護の方)	リハビリテーションを集中的に行う場合に加算します。退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に行うとき1週間につき概ね2日以上、一日あたり20分以上のリハビリテーションを行います。		
サービス提供体制加算	勤続7年以上の理学療法士または作業療法士または言語聴覚士を配置	1日 当たり	6円
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。	当該退 院1回 のみ	600円

移行支援加算 (要介護の方)	訪問リハビリテーション計画に家族や社会への参加可能とするための目標を作成したうえで、利用者の ADL および IADL を向上させ、指定通所介護等への移行を図る	一日 当たり	17 円
-------------------	--	-----------	------

(3) 介護保険の給付対象外

リハビリテーションに必要な用具等については、自費購入していただくこともあります。

5. 利用にあたっての留意事項

- ・ 訪問リハビリテーションサービスをお休みされる場合は、なるべく早めに連絡下さい。
- ・ 都合によって訪問時間を変更されたい場合も、なるべく早めに相談下さい。
- ・ 悪天候などの場合は、サービス提供時間を変更させていただく場合や、訪問リハビリテーションをお休みにさせていただく場合もあります。その際には、電話で相談させていただきます。
- ・ 職員へのお茶やお菓子のお心遣いは御遠慮申し上げます。また、金品等の心付も御遠慮申し上げます。

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

1. 事業所の概要

事業所名	健康科学大学クリニック
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町小立 2487
連絡先(電話)	0555(73)2800(代)
通常のサービス提供地域	富士河口湖町(船津、小立、勝山、大嵐、長浜、大石、河口、浅川) 上記以外の方は、別途相談下さい。
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土・日曜日、祝日、年末年始など
サービス提供時間	①9時15分～10時40分 ②10時30分～11時55分 ③14時00分～15時25分
利用定員	サービス提供時間当たり各8名

2. サービスの方針と内容

(1) 方針

- ・ 介護や援助を必要とされる方が、自宅での生活で出来るだけ自分で出来るようになるために、また心身機能や生活機能を維持するために、その方の状況に応じたリハビリテーションを行います。
- ・ 本人や家族に対し療養上必要とされることについて、わかりやすく指導または説明を行います。
- ・ 本人の症状、心身の状況、周りの環境などに合わせながら、専門的で適切なサービスの提供に努めます。

(2) 内容

- ① 運動機能や認知機能の専門的評価
- ② 生活にあわせた目標とプログラム
- ③ 身体を動かす運動(個別プログラム)
- ④ 生活に必要な動作練習(個別プログラム)
- ⑤ 訓練も兼ねた創作活動(個別プログラム)
- ⑥ 自宅での生活方法の助言
- ⑦ その他

(3) 併せて提供するサービスについて

- ・ 送迎 … 要望に応じて行います。但し、通常のサービス実施地域以外においては、要望に応じることが出来ない場合もあります。
- ・ 昼食、入浴 … 実施しておりません。

3. 通所リハビリテーション計画と記録

- ・ 通所リハビリテーションは、居宅サービス計画に基づいて行われます。
- ・ 介護予防通所リハビリテーションは、介護予防サービス計画に基づいて行われます。
- ・ リハビリテーションの目標や具体的なサービスを書いたリハビリテーション計画書をお渡し致します。
- ・ 個別プログラムについては、具体的な目的や方法について記載した計画書を、別途お渡し致します。
- ・ 実施したサービスは毎回記録し、その評価についても記載しておきます。
- ・ これらの記録は、サービスが終了しても2年以上保管されます。

4. 利用料等（下記金額は1割負担の場合です。）

(1) 介護保険の給付対象

【通所リハビリテーション】

基本料金	介護認定	1日当たり	週2日の利用(月9日)	週3日の利用(月13日)
	要介護1	369円	3,321円	4,797円
	要介護2	398円	3,582円	5,174円
	要介護3	429円	3,861円	5,577円
	要介護4	458円	4,122円	5,954円
	要介護5	491円	4,419円	6,383円

【介護予防通所リハビリテーション】

基本料金	介護認定	1か月当たり	1か月の利用回数目安	注意事項
	要支援1	2,268円	月4日位(週1日位)まで	利用回数に関係なく、自己負担額は一律です
	要支援2	4,228円	月9日位(週2日位)まで	

加算等の項目	内容		
利用を開始した日の属する月から起算して12月を越えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	要支援1	所定単位数から1月につき120円減算	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を越えた期間に指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合
	要支援2	所定単位数から1月につき240円減算	

(2) 加算料金（下記料金は1割負担の場合です。）

加算を頂く場合には、事前に詳しい説明を行います。

加算等の項目	内容		
中山間地域等加算	中山間地等にお住まいの方が利用される場合 【対象】通常サービス実施地域以外で別途定められている地域 (富士河口湖町の西湖・精進等、富士吉田市、鳴沢村、等)	1日 当たり	基本料金に 5%加算
送迎をしなかった場合の減算 (要介護の方のみ)	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合など	片道	47円減算
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ (要介護の方のみ)	(A)イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に通所リハビリテーションの質を管理したことを評価し、算定します。(利用者ごとの通所リハビリテーション計画に従ってサービス提供を行い、当該計画の進捗状況を定期的に評価や見直しを行います。指定居宅介護支援事業者を通じて、指定居宅サービスの従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。当事業所の医師又はその指示を受けた	1月 当たり	560円 (6ヶ月以内) 240円 (6カ月超)

	理学療法士等が、リハビリテーションの実施を開始した日から1月以内に利用者の居宅を訪問し必要な検査を行います。当事業所の医師が、理学療法士等に通所リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。 ※この加算を算定する場合には、事前にお知らせ致します。		
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (要介護の方のみ)	退院等から3月以内の方に、週2日以上の利用で、1日40分以上の個別訓練を行った場合(a. リハマネ加算と同時加算)	1日 当たり	110円
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。	当該退 院1回 のみ	600円
移行支援加算 (要介護の方)	通所リハビリテーション計画に家族や社会への参加可能とするための目標を作成したうえで、利用者のADLおよびIADLを向上させ、指定通所介護等への移行を図る	一日 当たり	12円

(3) 介護保険の給付対象外

リハビリテーションに必要な用具等については、自費購入していただくこともあります。

5. 災害発生時の対応

- ・ 通所利用時に災害が発生した場合には、消防計画に基づき一時避難を行います。安全が確保されている場合には、送迎を行います。安全が確認できない場合には、指定の避難場所に避難します。各々安全に留意し、お迎えをお願いします。
指定避難場所：河口湖町立 小立小学校

6. 利用にあたっての留意事項

- ・ 通所サービスをお休みされる場合は、なるべく早めに連絡下さい。
- ・ 送迎サービスを利用される方は、円滑な時間運行に協力して頂くために、自宅での準備を早めをお願い申し上げます。
- ・ 悪天候などの影響で、利用者の安全が確保されない場合には、利用時間を変更させていただく場合や、利用時間を短くさせていただく場合、または、通所サービスをお休みにさせていただく場合があります。その際には、電話で連絡させていただきます。
- ・ 当クリニックでは、感染症の発生やまん延を防止するため、衛生管理に配慮しています。利用者の方も協力をお願いします。
- ・ 施設設備の使用にあたりましては、クリニック職員の説明指示に従って下さい。
- ・ 政治活動や宗教活動、または他の利用者様への迷惑になるようなことは謹んで頂くようお願い致します。
- ・ 従業者への金品等の心付は御遠慮申し上げます。